

令和4年第2回臨時会

古平町議会会議録

第2回古平町議会臨時会 第1号

令和4年7月29日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第37号 損害賠償等請求事件の和解について
- 5 議案第38号 令和4年度古平町一般会計補正予算（第2号）

○出席議員（10名）

議長10番	堀	清	君	1番	木	村	輔	宏	君		
2番	逢	見	輝	続	君	3番	真	貝	政	昭	君
4番	寶	福	勝	哉	君	5番	梅	野	史	朗	君
6番	高	野	俊	和	君	7番	岩	間	修	身	君
8番	山	口	明	生	君	9番	工	藤	澄	男	君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	成	田	昭	彦	君						
副	町	長	奥	山	均	君						
教	育	長	三	浦	史	洋	君					
総	務	課	長	細	川	正	善	君				
企	画	課	長	人	見	完	至	君				
町	民	課	長	五	十	嵐	満	美	君			
保	健	福	祉	課	長	和	泉	康	子	君		
産	業	課	長	岩	戸	真	二	君				
建	設	水	道	課	長	高	野	龍	治	君		
会	計	管	理	者	関	口	央	昌	君			
教	育	次	長	本	間	克	昭	君				
町	立	診	療	所	事	務	長	細	川	武	彦	君
総	務	係	主	査	松	浦	亮	介	君			
財	政	係	主	査	湯	浅	学	君				

○出席事務局職員

事	務	局	長	白	岩	豊	君
議	事	係	長	黒	川	寿	君

開会 午前 9時53分

○議会事務局長（白岩 豊君） 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下14名の出席でございます。

◎開会の宣告

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和4年第2回古平町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（堀 清君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀 清君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、1番、木村議員及び2番、逢見議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日7月29日の1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日7月29日の1日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、令和3年度5月分、令和4年度5月分、6月分例月出納検査結果、令和4年北後志消防組合議会第2回定例会議決結果、令和4年北後志衛生施設組合議会第2回定例会議決結果の3件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第37号

○議長（堀 清君） 日程第4、議案第37号 損害賠償等請求事件の和解についてを議題としま

す。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第37号 損害賠償等請求事件の和解について提案理由の説明を申し上げます。

議案の1ページを御覧ください。本件は、平成30年度まで町立診療所の指定管理者であった医療法人恵尚会と係争中の令和3年(ワ)第392号損害賠償等請求事件について和解を成立させたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、訴訟の概要と経過をご説明いたしますので、議案第37号説明資料、医療法人恵尚会との訴訟についてを御覧ください。A4の2枚物でございます。1番目として、令和3年(ワ)第392号損害賠償等請求事件の概要と恵尚会が提訴した内容からまずご説明いたします。①、原告は医療法人恵尚会、訴えたほうは恵尚会、被告、古平町、訴えられたのが古平町でございます。

原告が提訴した内容につきましては、②番目御覧ください。平成30年12月13日の議会における発言で名誉を毀損され、無形損害等の損害を被ったとして、国家賠償法に基づき550万円の賠償を求められたところがございます。この発言というのが下の表に書いたとおり、発言1が内容を見せてくれと言ったら見せません。当初2名、入院病床18床と言っておきながら、それも履行されない。ここへきて折り返し地点に来てまだ全然やっていただけない。発言2、1か月しかいれないショートステイを脱法的にちょっと長くやっている。発言3、使いもしないCTは入れました。CT入れたけれども、ほとんど使っていません。発言4、医者、医師住宅も建てさせましたと。この発言で名誉を毀損され、損害を被ったとして550万の賠償を求められたところがございます。

さらに、③番目、上記②に対して平成30年12月14日から支払い済みまで年3分の遅延損害金を求められております。

さらには、④番目、名誉、信用回復措置、謝罪広告として道新に以下の内容で一回掲載することも求められてございます。掲載の内容は、そこに記載しているとおりでございます。

5つ目として、訴訟費用は被告、古平町の負担とするということで、以上が損害賠償等請求事件の提訴の概要でございます。

続いて、2ページ御覧ください。これに対する訴訟の経過、これまでの経過をご説明いたします。まず、令和3年3月26日に恵尚会が今ご説明した内容で提訴いたしました。それに対しまして令和3年5月24日、答弁書提出、古平町が代理人、顧問弁護士と答弁書を提出してございます。この答弁書というのは、被告の訴状に対する自分の言い分を書くものでございまして、原告の請求をいずれも棄却する。訴訟費用は原告の負担とするとの判決を求める答弁書を提出したところがございます。これを提出して令和3年7月20日に第1回期日が開催されまして、原告からの訴状、被告からの答弁書、さらには準備書面1、準備書面というのは被告、古平町が主張したり反論したりするための書面でございます。この準備書面1を提出し、その内容を確認したというのが第1回期日の内容でございます。

続いて、令和3年9月14日、第2回期日が開かれまして、原告、恵尚会のほうが第1準備書面と証拠書類を提出と。第1準備書面というのが恵尚会側、原告の主張と反論を書いた書面になります。

被告のほうは準備書面、それを1から4までこの訴訟では出しております。原告のほうも第1準備書面から第4準備書面まで提出してございます。第2回期日では、そこに書いているとおり裁判所から以下の内容が確認されてございます。ショートステイの実際の運用方法はどうか。②番目、古平町が求めていた決算書の書式と様式はどのようなものだったのか。3つ目として、医師2名、病床18床体制の運用は以前の掖済会が運営していたときはどうか。さらには、指定管理料1億円という規模を最初から約束していたかどうなのかというようなことが裁判所のほうから確認されたところでございます。これらにつきましては、それぞれで準備書面、さらには原告側の第1準備書面からの内容で主張と反論をしてございます。

続いて、令和3年10月27日、第3回期日が開かれまして、原告のほうは第2準備書面、被告のほうは準備書面3をそれぞれ提出してございます。裁判所からは、①、平成28年の収支報告の処理方法はどうか。②、平成30年から医師2名体制で間違いはないか。③、入院病床をショートステイにすることは双方合意だったのか。④、30日入所して1日空けて再入所は了承していたのかということが確認されてございます。

続いて、令和3年12月1日、第4回期日が開かれまして、原告側が第3準備書面と裁判所が作成した時系列表に埋める形で証拠書類と共に提出してございます。このとき裁判所のほうからショートステイの利用方法の流れについて確認されたところでございます。

続きまして、令和4年、今年に入ってから1月26日、第5回期日で被告側、古平町の代理人が時系列表に提出してございます。この時点で裁判所から金銭の支払いを伴わずに解決の余地がないか提案されたところでございます。古平町としては全くないわけではないとこの時点で回答してございます。

続きまして、令和4年3月8日、第6回期日、こちらで原告が第4準備書面、争点整理表、こちらも裁判所が作ったものですが、さらには時系列表と証拠書類を提出してございます。この第6回期日で裁判所から和解の余地がないか提案がまた改めてございました。この時点で古平町は、金銭解決することは難しく、ホームページ上に議事録の補足を載せることは検討の余地があり、原告に具体的な考え方があれば提示してもらいたい旨を回答してございます。これを受けまして令和4年3月31日、上申書提出ということで原告側が和解案を作って裁判所のほうに提出いたしました。その内容が、原告が考える和解案は、①、被告は、町長の発言が事実と異なる発言であったことを認め、訂正する。さらに、遺憾の意を表す。②、原告と被告は、平成30年度で指定管理業務が終了したことは原告の運営に問題があったことではないことを確認する。さらに、ホームページ上でその内容を掲載し、6か月間誰でも閲覧できるようにすると。

続いて、3ページ御覧ください。令和4年4月12日、第7回期日です。原告からの第4準備書面、証拠書類、和解に関する上申書の提出を確認したところでございます。先ほど申した上申書の内容に対しまして被告側の、古平町側の考えを第7回期日で述べてございます。まず、1つ目は、発言を釈明したり不適切であると自認するような和解は難しいと。発言の背景、趣旨を補足する形が限度であると。②番目として、指定管理が終了したことは原告の運営に問題があったのではないことは、今回の和解には関連性が薄く、内容も抽象的であるため、和解条項に盛り込むことは困難であ

ると。③、番目として、ホームページのトップページに掲載することは困難であり、議事録のページに掲載することが基本であると。これに対して原告からは、発言に対して事実と異なるということをお認めしてもらわなければ和解が難しいとも述べられたところがございます。この双方の主張を踏まえて、裁判所がこれまでの主張を踏まえ和解条項案を提示し、双方に検討するようこの時点で指示がございました。

続きまして、令和4年5月20日、第8回期日です。ここで被告から準備書面4を提出し、さらには裁判所のほうから和解案について提示、説明がございました。①として、争いのない事実について互いに確認し合い、脱法的との発言についてのみ遺憾の意を表明する。謝罪には至らない内容。さらには、賠償義務はないということで、こちらは裁判所が作成した和解案でございますが、後ほど議案でその内容についてご説明いたします。裁判所から提示された時点で古平町としては顧問弁護士、代理人と相談の上、まずは金銭による賠償義務がないこと、和解条項の文言についても古平町に不利益を及ぼす表現ではないこと、脱法的という発言についてのみ遺憾の意を表明する。謝罪には至らないということで、代理人からも応諾しても問題ないよというアドバイスを受け、和解に応じることを決定したところがございます。

令和4年6月15日の第9回期日で原告、被告ともに裁判所の和解に応じる意向が確認されたところがございます。本日議決をいただいたら、令和4年8月17日開催予定の第10回期日で和解予定でございます。

続いて、4ページ御覧ください。4ページは、今回議決をいただく内容には直接関係ございませんが、もう一つ行っている裁判の概要でございます。令和2年(ワ)第309号指定管理料等請求事件でございます。こちらの②番目、平成30年度指定管理料の未精算額の請求、こちらにつきましては令和4年の1月21日に議決をいただき、令和4年1月27日に225万1,016円で一部和解しているところがございます。こちらの裁判の残りの③番目、指定管理取消しに伴う費用の請求と。指定管理が5年から3年になったことによって、そもそも支払われるべきだった指定管理料の中に含まれたであろうそこに書いている534万145円、これが今も恵尚会のほうで払っているから、費用を求められているということがございますが、ここにつきましては令和4年8月22日の午後1時10分に判決が言い渡されて、どうなるか決まるところでございます。現在はこの動向を注視しているところがございます。

それでは、議案1ページに戻っていただいて、和解内容につきまして朗読し、説明に代えさせていただきます。和解条項、(1)、被告及び原告は、平成30年12月13日の第4回古平町議会定例会における同町長における別紙1の発言1に関し、以下の事実があったことを確認するということで、別紙1につきましては3ページでございます。3ページの本件発言1の部分です。これ先ほども説明しましたが、内訳見せてくれと言ったら見せません。当初2名、入院病床18床と言っておきながら、それも履行されない。ここにきて折り返し地点に来てまだ全然やっていただけないと。第4回古平町議会定例会議事録20ページ記載でございます。

また1ページに戻ってください。ア、原告は、被告に対して、①、平成30年1月10日及び同年3月に平成28年度の古平町診療所の決算報告書の内訳書、②、平成30年6月7日に平成29年度の古平

町診療所の決算報告書の内訳書をそれぞれ提出したと。上記②に先立つ平成30年6月1日の時点では、原告が平成29年度の古平町診療所の決算報告書の内訳書の提出を拒否したことがあった。また、被告は上記②の提出後の平成30年9月19日、原告に対して平成28年度及び平成29年度の総勘定元帳等の開示を求めたが、原告は必要な報告は行っており、それ以上に必要な資料等があるのであれば特定することなどを求めてこれに応じなかった。イ、原告は、平成28年度及び平成29年度は医師1名体制であったが、平成30年度（平成30年4月）から医師2名体制を実現したと。ウ、原被告間では平成29年3月22日、指定管理者による管理に関する協定の変更により、原告が入院病床（18床）を利用し、短期入所療養介護（介護予防含む）事業の実施を行うことが合意され、原告は同合意に基づき、入院病床を利用して短期入所療養介護事業（ショートステイ）を実施していた。

（2）、原告は、（1）の本件発言1が（1）の限度で事実と異なる部分があったこと及び別紙1の本件発言2に関し、脱法的にという発言が不適切な表現であったことについて遺憾の意を表すると。本件発言2というのが3ページの別紙2と一致いたします。1か月しかいれないショートステイを脱法的にちょっと長くやっている。（上記議事録20ページ記載）と。

また2ページ目に戻っていただき、（3）、被告は、被告の管理するホームページのトップページ上に医療法人恵尚会の町立診療所指定管理終了に関する議事録発言の訂正のお知らせと題して、議事録を公開しているページへのリンクを表示した上で、同ページにおいて別紙2の文書を6か月間誰でも閲覧できるようにすると。別紙2の文書につきましては4ページ目に記載してございますが、これは後ほど朗読させていただきます。

（4）、原告は、その余の請求を放棄すると。

（5）、原告と被告は、原告と被告との間には本件に関し本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認すると。

（6）、訴訟費用は各自の負担とすると。

続いて、4ページ御覧ください。先ほど飛ばしましたホームページ上に掲載する別紙2の文書でございます。こちらも朗読させていただきます。医療法人恵尚会の町立診療所指定管理終了に関する議事録発言の訂正のお知らせと。古平町は、医療法人恵尚会との町立診療所の指定管理協定に関する仙台地方裁判所での損害賠償請求訴訟（事件番号令和3年（ワ）第392号事件）に関して和解が成立したことに伴い、平成30年12月13日の第4回古平町議会定例会における同町長による別紙の本件発言1に関し、下記の（1）ないし（3）の事実があったことを確認し、同事実と異なる部分を訂正するとともに、別紙の本件発言2に関し、脱法的にという発言した部分を撤回いたします。古平町としては、今後も町民向けの適切な医療を提供できるよう精進してまいりますと。ここで書かれている別紙の本件発言1というのは、先ほどと同じ内容ですので、省略させていただきます。

4ページ、続きまして（1）、原告は、被告に対し、①、平成30年1月10日及び同年3月に平成28年度の古平町診療所の決算報告書の内訳書、②、平成30年6月7日に平成29年度の古平町診療所の決算報告書の内訳書をそれぞれ提出した。上記②に先立つ平成30年6月1日の時点では、原告が平成29年度の古平町診療所の決算報告書の内訳書の提出を拒否したことがあった。また、被告は上記②の提出後の平成30年9月19日、原告に対して平成28年度及び平成29年度の総勘定元帳等の開示

を求めたが、原告は必要な報告は行っており、それ以上に必要な資料等があるのであれば特定することなどを求めて、これに応じなかった。

(2)、原告は、平成28年度及び平成29年度は医師1名体制であったが、平成30年度(平成30年4月)から医師2名体制を実現した。

(3)、原被告間では平成29年3月22日、指定管理者による管理に関する協定の変更により、原告が入院病床(18床)を利用し、短期入所療養介護(介護予防含む)事業の実施を行うことが合意され、原告は同合意に基づき、入院病床を利用して短期入所療養介護事業(ショートステイ)を実施していたと。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番(真貝政昭君) 今説明がありまして、説明資料を見えています。それで、②の下に枠組みで発言1から4まであって、いろいろと原告側の主張を列挙していますが、4番目は、医師住宅を建てさせたという件についてはそのようには私理解していなかったのです。2名体制を町側としては計画していましたので、当然町内にそういう住宅が確保できないとすれば敷地内か近くに建設という運びになるというふうに自然に考えていました。それで、こういうのは双方のお話合いの下にやられるもので、前町長の言い分の医師住宅を2棟目建てさせたというのは、これはいかななものかというふうに理解しているのです。

それから、発言1の前段は別として、当初2名、入院病床18床と言っておきながら、当初2名というのは医師2名ということです。それも履行されないと。ここへきて折り返し地点に来てまだ全然やっていないということなのですから、議会側の理解としては当初恵尚会さんを誘致して2年目くらいですか、ショートステイとしてベッドを利用するという契約を交わしていますよね。それは議会でも報告されて、広報にも掲載されていたはずなのです。それで、前段の医師2名、入院病床18床というのは町側の思惑で、これを実施するために5年間の債務負担行為を行っています。これは1年間に1億5,000万費用を要するというで議決されています。それが前町長の言い分によると18床入院ベッドを継続するというを履行していないというのは、これは言いがかりにすぎないのです。そして、議会でのやり取りでは町側として負担できる費用というのは5,000万しか出せないというのを議事録に載っているのです。だから、当初の予定とはかけ離れたことを前町長が要求したのです。いずれにしても、決着しましたので、こういうことは不問にして決着を見ようということで合意されましたので、それは賛成する立場にあります。問題はぶり返したくないということです。

それで、伺いますけれども、成功報酬という件で町側が雇った弁護士費用は町側でということですが、総務課長前に成功報酬についてお話しされていたけれども、どれくらいの費用が弁護士費用として今回の名誉毀損の訴訟でかかったのか。それと、前段の、もう解決済みですけども、それにかけた費用が幾らだったのか、手持ちの資料であるのではないかというふうに思いますので、述べていただきたいのと、それから謝罪文を新聞紙上に載せるということなのですが……違いました

か。ホームページ上だけですか。では、弁護士費用だけですね。それについて説明してください。

○総務課長（細川正善君） 弁護士費用につきましては、顧問弁護士との契約に基づきまして金額の考え方がございます。その金額の考え方からまずご説明させていただきます。

弁護士との契約では、弁護士費用の支払いにつきましては廃止前の札幌弁護士会の報酬規定に基づいて払うということになってございます。考え方につきましては、今回550万請求されまして、その550万に対して古平町が経済的負担をしませんので、経済効果としては550万ということになります。先ほど申した弁護士会の報酬規定で550万の経済的利益があった場合には、まずは着手金として36万5,000円、これは既に払ってございます。続いて、今回決着がつきましたら51万1,000円を払うこととなります。これは、あくまでも先ほど言った廃止前の札幌弁護士会の報酬規定に基づくものでございます。今言った金額は税抜きでございますので、実際にお支払いするときは税込みで払うこととなります。

それと、もう一つ質問がありまして、今回の件とは別のほうの裁判が幾らだったのかということでございますが、あちらのほうは経済的利益が521万5,000円を求められていて225万1,016円になりましたので、経済的利益は300万でございます。こちらにつきましては最初に着手金として24万円、一部和解が成立した時点で33万6,000円をお支払いしてございます。これも税抜きの金額でございます。

○3番（真貝政昭君） いずれにしても、金銭的な和解、和解というか決着はつかないにしても、基となる数字というのは民事訴訟ですから、必ず金額を請求する形になります。それが基準になって、それを基に弁護士会の基準に従って計算されていくと、そういうことですね。分かりました。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、賛成討論。

○3番（真貝政昭君） 議案に対する賛成理由を述べます。

医療法人恵尚会からの名誉毀損訴訟に関して、平成30年12月定例議会議案43号の前町長の発言に不当な誤りがあったことを一部ではありますけれども、原告、被告ともに認めたという内容の議案です。平たく言えば前町長の私に言わせればうそですけども、その旨を町のホームページ上に半年間公開するという結果になりました。私は、前町政をパワハラとワンマン、それに隠蔽体質と性格づけしましたが、その根っこにうそがあったというふうに捉えています。そのうそを見抜く役割が議会議員に求められているのですけれども、こういう体質の政権にくみすると、議員でさえうそをついてしまうということを経験して初めて前町政時代に経験しております。

原告からの訴状は2件で金銭に関する件は終わっていますが、裁判は公開という原則があるにもかかわらず、前町長は訴状の公開をかたくなに拒みました。今回の結果を見て、前町長に非があるから公開を恐れたとしか思えません。誠実さに極めて欠けた町政でした。今回の結果を受けて町側に

かかる費用は一旦は現町長の下で支出することになりますが、前町長の独走で起きた今回の一連の訴訟ですから、弁護士費用などは前町長個人の責任で賄われるべきものと考えます。今回の裁判結果は、安心して入院していて突然追い出された患者や家族の方々、突然解雇されたスタッフの皆さんにとって少しでも気の晴れるものになれば幸いです。また、恵尚会誘致に尽力した当時の町長や事業継続に了解していた議会にとっても納得のいく結果であったと思います。

最後に、恵尚会の診療継続に前議長が尽力されていたことを申し述べて発言を終わります。

○議長（堀 清君） ほかに賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第37号 損害賠償等請求事件の和解についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第38号

○議長（堀 清君） 日程第5、議案第38号 令和4年度古平町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第38号 令和4年度古平町一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

議案の7ページ御覧ください。今回の補正は、歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,177万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億3,145万7,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。議案の8ページ、9ページが歳入、10ページ、11ページが歳出でございます。

以上、第1表までが議会での議決事項となります。

それでは、議決をいただくため一般会計の補正予算の具体的な内容を説明いたしますので、別冊の議案第38号説明資料を御覧ください。歳出から説明いたしますので、まずは4ページ、6ページをお開きください。予算科目の款、項の項ごとに説明させていただきます。まず、2款総務費、1項総務管理費、既定の予算に802万3,000円を追加し、7億3,476万円とするものでございます。主な内容といたしましては、5ページの一番上、12節委託料です。訴訟委任業務委託料ということで、先ほどの議案の和解に係る弁護士費用を67万3,000円計上させていただいてございます。それ以外につきましても、その下、ふるびらプレミアム商品券発行事務手数料と、ふるびらプレミアム商品券

発行事業補助金とその2段下でございます。こちらにつきましては、6月の第2回定例会でプレミアム商品券、コロナ交付金を使って行うということで皆様方に議決をいただきましたが、それとは別のプレミアム商品券です。別のと申しましても、当初予算から6款の商工費に計上していたプレミアム商品券の経費でございます。こちらのプレミアム商品券も第1弾として7月1日から既にもう販売しておりますが、コロナ交付金の対象とするために今回科目替えてこちらに改めて計上してございます。後ほど6款の商工費のところでは、その減額分も計上してございます。あと、そのこの科目の14節工事請負費です。公営住宅解体工事請負費ということで300万追加して、予算現額を600万としてございます。こちらについても6月の第2回定例会で公住の解体ということで300万議決をいただいておりますが、今回はさらに300万上乘せいたしましたして600万円で本町団地1棟4戸解体する予定でございます。

続きまして、また4ページに戻ってください。3款民生費、1項社会福祉費でございます。既定の予算に510万1,000円を追加し、7億5,386万5,000円とするものでございます。この内訳といたしましては、令和3年にもう既に行っていた住民税非課税世帯に対する1世帯当たり10万円の事業、これをR4年度で新たに対象になった人たちに対するものでございます。予算上は100世帯で計上してございます。

続きまして、同じ3款の2項児童福祉費でございます。既定の予算に10万3,000円を追加し、5,790万8,000円とするものでございます。こちらにつきましては北海道の事業になりますが、独り親世帯で令和4年4月に児童扶養手当を受給されている世帯に対して児童1人当たり1万円を給付するものでございます。予算としては10名分計上してございます。

続きまして、6款商工費、1項商工費、既定の予算から435万円を減額し、2億2,772万6,000円とするものでございます。こちらは、先ほども申したプレミアム商品券の第1弾分、これを科目替えて2款の総務費のほうに移しましたので、減額するものでございます。

続いて、12款諸支出、1項基金費、既定の予算に290万円追加し、2億3,764万9,000円とするものでございます。財政調整基金に290万円財源調整のために積み立てるものでございます。

続いて、歳入を説明いたしますので、1ページ戻っていただき、2ページ、3ページお開きください。まず、13款国庫支出金、2項国庫補助金です。既定の予算に600万1,000円追加し、2億5,356万9,000円とするものでございます。内容といたしましては、地方創生臨時交付金90万円のさらに追加交付がございました。さらには、先ほど歳出のほうで説明した非課税世帯に対する1世帯当たり10万円の給付事業に対する事務費と事業費の補助金合わせて510万1,000円を歳入で計上してございます。

続いて、14款道支出金、2項道補助金、既定の予算に580万9,000円を追加し、1億1,795万円とするものでございます。内訳といたしましては、3ページの中段御覧ください。こちらは、北海道が行うコロナの経済対策の補助金を活用してうちの事業に充当するための補正でございます。内容としては、プレミアム付商品券発行支援事業補助金ということで300万でございます。こちらについては、6月の第2回定例会で補正予算で計上したほうのプレミアム商品券、プレミアム率30%のうちの10%に対して道の補助金を充てるものでございます。続いて、北海道子育て世帯臨時特別給付金

給付事業補助金、これは歳出で説明した児童扶養手当をもらっている世帯に対する1万円給付の補助金でございます。さらには、その下、高齢者世帯等生活支援事業費補助金ということで270万6,000円計上してございますが、こちら6月の第2回定例会で補正の議決をいただいた灯油等購入助成事業、全世帯に対して今シーズン冬に1万円助成するのですが、そのうち65歳以上の高齢者分に対しまして1万円の2分の1、5,000円分を道の補助金として活用するものでございます。このように道の補助金を活用することで、6月の第2回定例会でコロナ対策事業を議決いただきましたが、そこでそもそも充てるつもりだった一般財源が減って、歳出で290万ではあります、財政調整基金に積み立てることができたということでございます。

続きまして、19款諸収入、4項雑入でございます。既定の予算から3万3,000円減額し、2,689万1,000円とするものでございます。これは、今回の財源調整、端数調整でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第38号 令和4年度古平町一般会計補正予算（第2号）を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（堀 清君） これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
令和4年第2回古平町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時51分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員